那須塩原市三島ホール 会場使用料

令和7年12月まで

（単位：円）

全館使用 〈舞台・楽屋・ホワイエ含む〉		使用する曜日	午 前 9時～12時	午 後 13時～17時	夜 間 18時～22時
入場料等の最高額	入場料等無し	平　　日	6,000	8,000	10,000
		土・日・休日	8,000	10,000	12,000
	1,000円未満	平　　日	7,800	10,400	13,000
		土・日・休日	10,400	13,000	15,600
	1,000円以上 3,000円未満	平　　日	9,600	12,800	16,000
		土・日・休日	12,800	16,000	19,200
	3,000円以上	平　　日	12,000	16,000	20,000
		土・日・休日	16,000	20,000	24,000
	無料でも商業宣伝、営業等	平　　日	12,000	16,000	20,000
		土・日・休日	16,000	20,000	24,000

一部使用		使用する曜日	午 前 9時～12時	午 後 13時～17時	夜 間 18時～22時
基本料金	舞台	平　　日	2,000	2,500	3,000
		土・日・休日	2,500	3,000	3,500
	ホワイエ	平　　日	2,000	2,500	3,000
		土・日・休日	2,500	3,000	3,500
	楽屋	平　　日	400	500	600
		土・日・休日	500	600	700
一部使用の場合も入場料金に応じて上記の額に100分の130、100分の160、100分の200を乗じた額が加算されます。					

1　那須地区広域市町(那須塩原市・那須町・大田原市)以外にお住まいの方が使用する場合上記の使用料の150/100となります。

2　休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日を指定します。

3　入場料等を徴収しない場合又は、入場料等の最高額が3,000円未満の場合であっても、使用者が営業、商業宣伝、その他これに類する目的をもって使用する場合には、入場料等の最高額3,000円以上の場合において使用する金額と同額とします。

4　入場料等とは、入場料又はこれに類するものをいい、入場料等の最高額とは、入場料等の1人当たりの徴収額の最高額をいいます。

5　2つ以上の使用時間帯を継続して使用する場合には、当該時間帯の間(12時～13時、17時～18時)の使用料は徴収いたしません。

6　2つ以上の使用時間帯を継続して使用する場合、一部使用の時間帯とホール全館使用の時間帯があった場合、すべてホール全館使用の料金体系に統一した使用料を徴収します。

那須塩原市三島ホール設備・備品使用料

令和7年12月まで

（単位：円）

品　　名	単位	使用料
ピアノ（ヤマハCFⅢ）	1台	3,000
音響反射板	1式	2,000
ボーダーライト	1列	1,000
ロアーホリゾントライト	1列	1,000
アッパーホリゾントライト	1列	1,000
シーリングライト	1列	1,000
プロセニアムサスペンションライト	1列	1,000
第1サスペンションライト	1列	1,000
第2サスペンションライト	1列	1,000
ピンスポットライト	1台	500
フロントサイドライト	1式	1,000
客席ギャラリーライト	1式	1,000

※使用料は午前、午後及び夜間の利用時間ごとにかかります

その他

（単位：円）

品　　名	単位	使用料
冷暖房使用料	1時間	3,000